

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成29年11月1日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲545	報告書	H29.11. 1	一審原告ら訴訟 代理人弁護士島 田広, 笠原一浩	石井吉徳の意見書(甲494)作成の経緯。 一審被告による本件原発の敷地に関する 反射方地震波探査の結果の評価が, 物理探 査の専門家からすれば到底受け入れがた い初歩的誤りであることについて, 石井氏 と物理探査学会元理事の田村八洲夫氏の 見解は一致していること	
甲546	『大飯原発再稼働阻 止』訴訟に提出の『反 射法地震探査』のテー タ評価 - shiftm』と題 する書面 (インターネ ット文書)	H29.5.7	田村八洲夫	物理探査学会元理事である田村八洲夫氏 が, 一審被告による本件原発の敷地に関す る反射方地震波探査の結果の評価につい て, 一瞥して断層の存在が推定されるのに 「特異な構造は認められない」とするのは 「科学的事実から逸脱した虚偽の判断」で あると厳しく批判していること	